

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第5項	指定療育医療機関の指定	母子健康課

- 1 審査基準は、結核にかかっている児童に対する療育の給付について（昭和36年8月9日児発第826号厚生省児童局長通知）に定める基準による。
- 2 標準処理期間は、20日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。